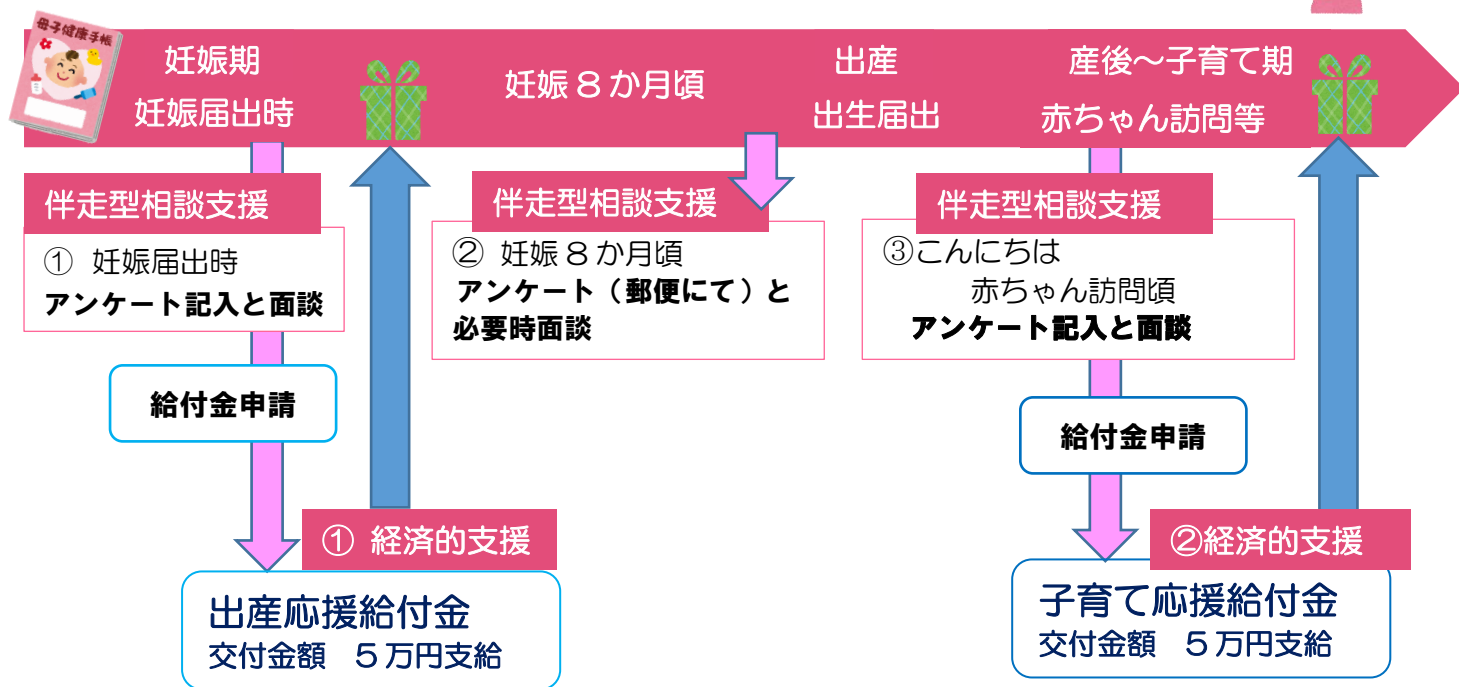


岩手町出産・子育て応援事業

岩手町では国の「出産・子育て応援交付金事業」施策に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、安心して子育てができるように「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する事業を行います。

1 内容

面談やアンケートによる伴走型相談支援（妊娠期 2 回・出産後 1 回の合計 3 回）と給付金支給による経済的支援（合計 2 回）を両方実施します。
給付金を受け取るには、相談支援の利用が必須です。



2 対象者

申請時に岩手町に住所のある方。

なお、妊娠届出後もしくは出生届出後に岩手町に転入された方は、前住所地での給付金やギフトの支給を受けていない場合に岩手町が給付金の支給を行います。

出産応援給付金（国の出産・子育て応援給付金）

- 令和 5 年 4 月 1 日以降に妊娠届出をした妊婦
- 妊娠の届出をした際に行う面談等を妊婦ご本人が受けた方（※事情により妊婦ご本人が妊娠届出に來られない場合は、後日面談が可能です。ご相談ください。）
※妊娠届出後に流産・死産をされた場合でも出産応援給付金の対象となります。
※産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認が必要です。

子育て応援給付金（国の出産・子育て応援給付金）5 万円

- 令和 5 年 4 月 1 日以降に出生した子どもを養育している方
- 乳児家庭全戸訪問（出産からおおむね 4 か月頃までに保健師等がご自宅を訪問）にて、保健師等との面談を受けた方
※出生後に子どもが亡くなられた場合でも子育て応援給付金の対象となります。

裏面もご覧ください。

3 申請時期・申請方法

給付金の申請方法や支給要件は、妊娠届出日やこどもの誕生日によって異なります。

【出産応援給付金】

対象者	申請案内時期	申請方法等
① 令和5年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦	妊娠届出時	妊婦ご本人と面談した際にアンケートと申請書をお渡ししますので、記入し提出してください。

【子育て応援給付金】

対象者	申請案内時期	申請方法等
① 令和5年4月1日以降に出生した子どもを養育している方	出生届出後の面談時	赤ちゃん訪問時にアンケートと申請書をお渡ししますので、記入後返送してください。

※申請書には次の書類を添付していただく必要があります。

- ・申請者の本人確認書類（個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証等）の写し
- ・申請者名義の振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカード等）の写し



4 給付金の支給について

申請書の受理後、審査を行い、支給が決定した方には決定通知書を送付し、その後に指定口座への支給（振込）を行います。なお、申請から支給（口座振込）まで2か月程度要します。

【問い合わせ】

岩手町健康福祉課子育て支援係 ④番窓口

子育て世代包括支援センター

電話 0195-62-2111（内線 565、566、567）

